

八戸市の財政

— 令和元年度決算版 —



令和2年6月に供用を開始した八戸市総合保健センター

令和2年9月
八戸市

目次

■本書の概要

- 1) 作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2) 本書が扱う会計区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

■令和元年度歳入歳出決算

- 1) 歳入・・ 2
- 2) 歳出・・ 2
- 3) 実質収支・・ 2
- 4) 歳入の内訳・・ 3
- 5) 歳出の内訳・・ 4

■決算規模と実質収支比率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

■歳入の推移

- 1) 歳入の主なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2) 市税の状況・・ 8
- 3) 地方交付税の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

■歳出の推移

- 1) 目的別歳出・・ 15
- 2) 性質別歳出・・ 16
- 3) 各費目の推移・・ 17
- 4) 類似都市との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

■基金の状況：基金残高の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

■市債の状況：市債残高や公債費の推移など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

■指標から見る八戸市の財政

- 1) 経常収支比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2) 財政力指数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3) 実質公債費比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 4) 将来負担比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

【注】

※決算は円単位ですが、本書では分かりやすさを重視して、グラフ毎に表示単位を変えています。
※市民一人当たりの数値は、年度末住民基本台帳人口を基準としています。(令和元年度末 226,541 人)
※四捨五入の関係から、グラフ総額と内訳合計、あるいはグラフ間の数値が一致しない場合があります。
※決算の推移は、元年度決算から過去 10 年間の数値を捉えました。
※類似都市の数値は、地方財務協会作成「類似団体別市町村財政指数表」に掲載されているもので、27 年度以前は「特例市」、28 年度以降は「中核市」の平均値です。

■本書の概要

1) 作成の目的

八戸市の毎年度の決算については、法律等に基づき決算書などを作成するとともに、市の広報やホームページなどを通して、その内容を明らかにしています。「八戸市の財政」では、単年度毎の決算に加え、これまでの決算の推移をグラフや図表で示し、解説を加えました。

経年の推移と傾向を捉えることで、私達の市のお金がどのような分野に使われ、そのための財源がどのように賄われているのか、財政の大まかな姿が見えてきます。本書を通して、八戸市の財政状況についての理解を深めていただければ幸いです。

なお、本書は25年度決算以降毎年作成しており、下記ホームページに掲載しておりますので、あわせてご参照ください。

参照先：八戸市ホームページ＞行政情報＞統計情報＞財政＞八戸市の財政

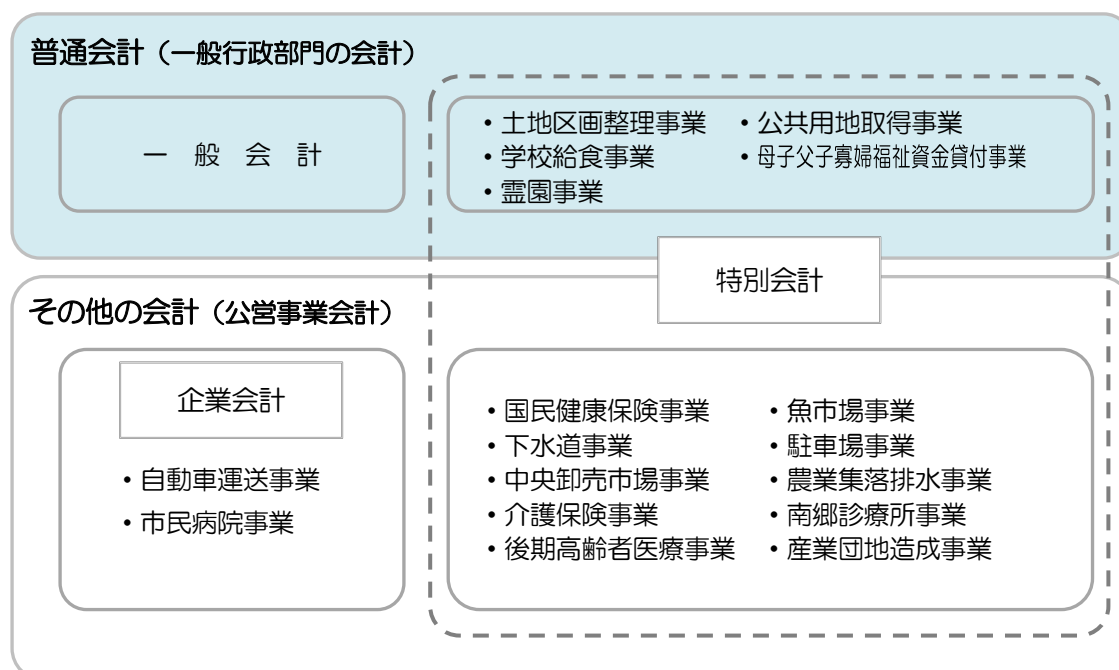
<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/gyoseijoho/tokeijoho/zaisei/8983.html>

2) 本書が扱う会計区分

地方公共団体の会計は、「一般会計」と「特別会計」に区分されていますが、自治体毎に一般会計が網羅する範囲や設置される特別会計が異なるため、単純な比較ができません。

このため、総務省が実施する「地方財政状況調査」では、「普通会計」という共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各団体間の財政比較ができるようにしています。

本書では、特に断り書きのない限り、この「普通会計」を基準としています。普通会計の範囲は、下図を御参照ください。



令和元年度歳入歳出決算

1) 歳入

1,108億2,619万円（前年度比37億1,973万円、3.5%増）

地方消費税交付金や私立保育所費用徴収金などが減少したものの、地方交付税や国庫支出金（幼児教育・保育無償化に係る交付金やプレミアム付商品券に係る補助金など）の増により、前年度と比較して37億1,973万円（3.5%）の増となりました。

2) 歳出

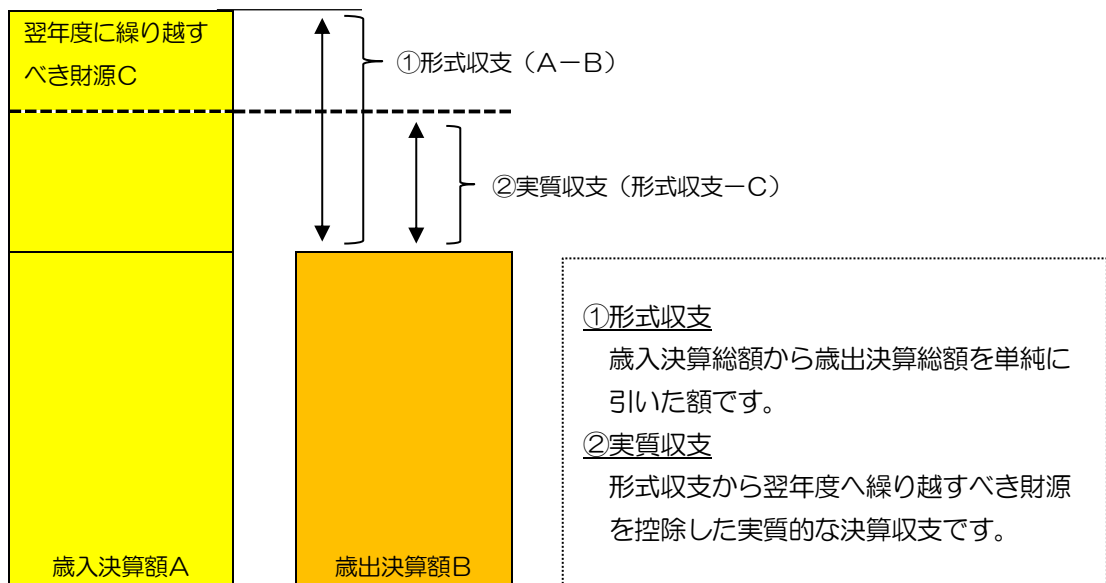
1,068億867万円（前年度比34億7,804万円、3.4%増）

屋内スケート場建設事業や八戸まちなか広場整備事業などが減少したものの、総合保健センター整備事業や幼児教育・保育無償化給付費及びプレミアム付商品券事業などの増加により、前年度と比較して34億7,804万円（3.4%）の増となりました。

3) 実質収支

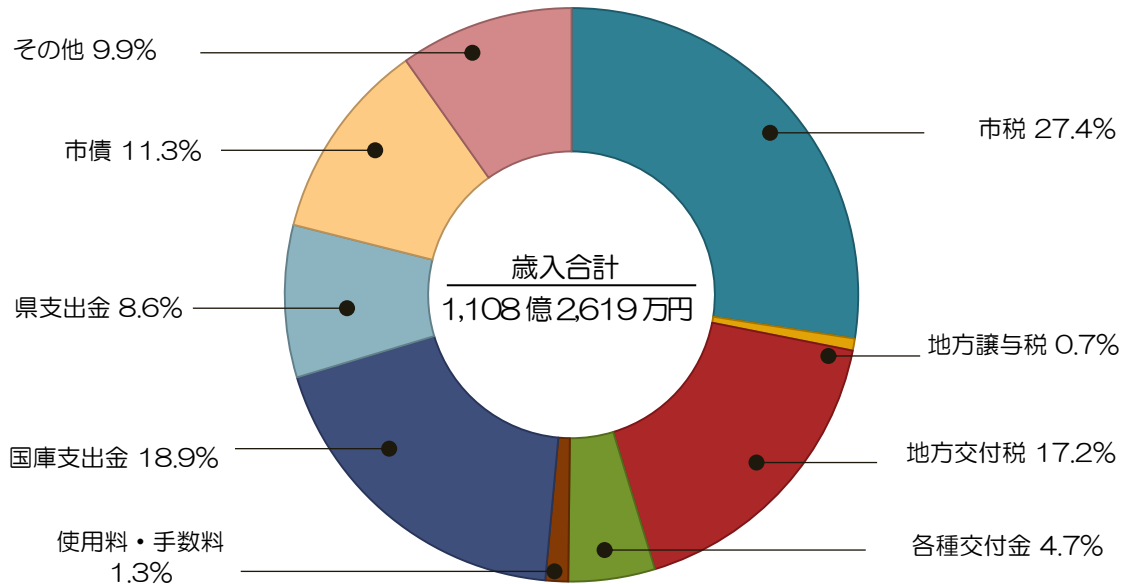
20億541万円（前年度比2億3,722万円減）

◆形式収支、実質収支とは？



4) 歳入の内訳

グラフ 1：歳入決算額の構成（令和元年度）



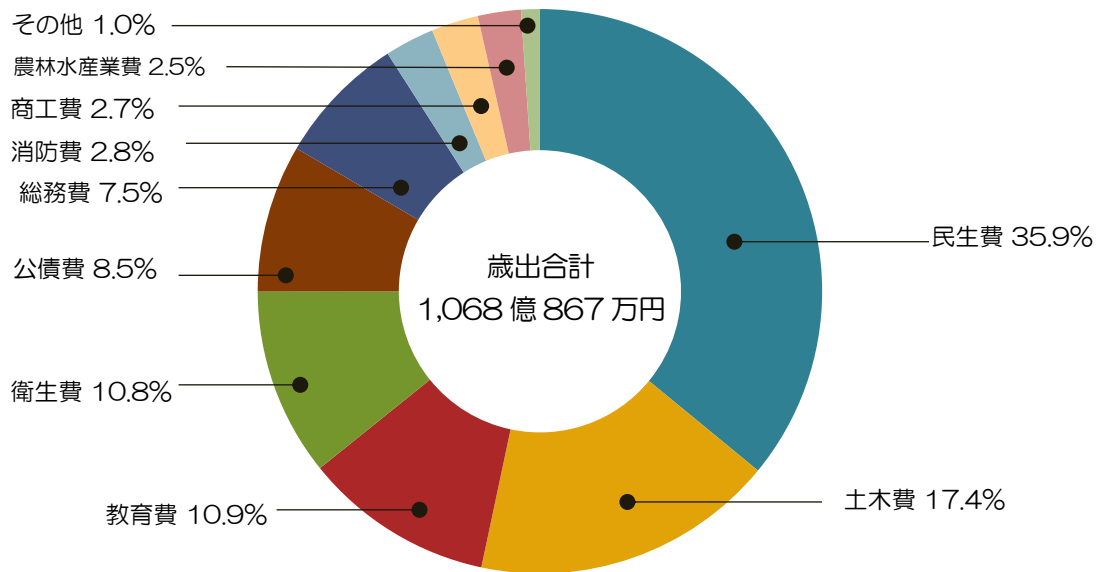
区 分		決算額	主な内訳
市税	市が課税権の主体である地方税	304 億 1,294 万円	市民税 132 億円 固定資産税 148 億円
地方譲与税	自動車重量譲与税や地方揮発油税など 国税として徴収され一定の交付基準に基づいて、地方公共団体に譲与される税	7 億 4,819 万円	自動車重量譲与税 5 億円 地方揮発油譲与税 2 億円
地方交付税	国税 5 税の一定割合を原資として、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域でも一定の行政サービスを提供できるように国から地方に交付されるもの	190 億 4,352 万円	普通交付税 138 億円 特別交付税 19 億円 震災復興特別交付税 33 億円
各種交付金	利子割交付金や地方消費税交付金など	54 億 1,011 万円	地方消費税交付金 43 億円
使用料及び手数料	公共施設や、ごみ処理、諸証明発行などのサービスの利用者が、その受益の対価として条例に基づき納めるもの	14 億 1,760 万円	市営住宅使用料 5 億円 廃棄物収集手数料 3 億円 廃棄物埋立処分手数料 1 億円
国庫支出金	国が用途を特定して市町村に交付する資金の総称	209 億 3,370 万円	生活保護費負担金 51 億円 子どものための教育・保育給付交付金 39 億円
県支出金	県が用途を特定して市町村に交付する資金の総称	95 億 941 万円	子どものための教育・保育給付交付金 17 億円 障がい者自立支援給付費等負担金 13 億円
市債	市が資金調達のために負担する債務のうち、その返済が一会計年度を超えて行われるもの	124 億 9,460 万円	臨時財政対策債 35 億円 保健衛生債 28 億円
その他	基金からの繰入金や諸収入など	108 億 5,612 万円	前年度繰越金 38 億円 諸収入 33 億円 基金等繰入金 32 億円

5) 歳出の内訳

歳出の内容を、行政目的別の分類である「目的別歳出」と、経費の経済的性質による分類である「性質別歳出」の2つの分類で表しました。

(1) 目的別歳出

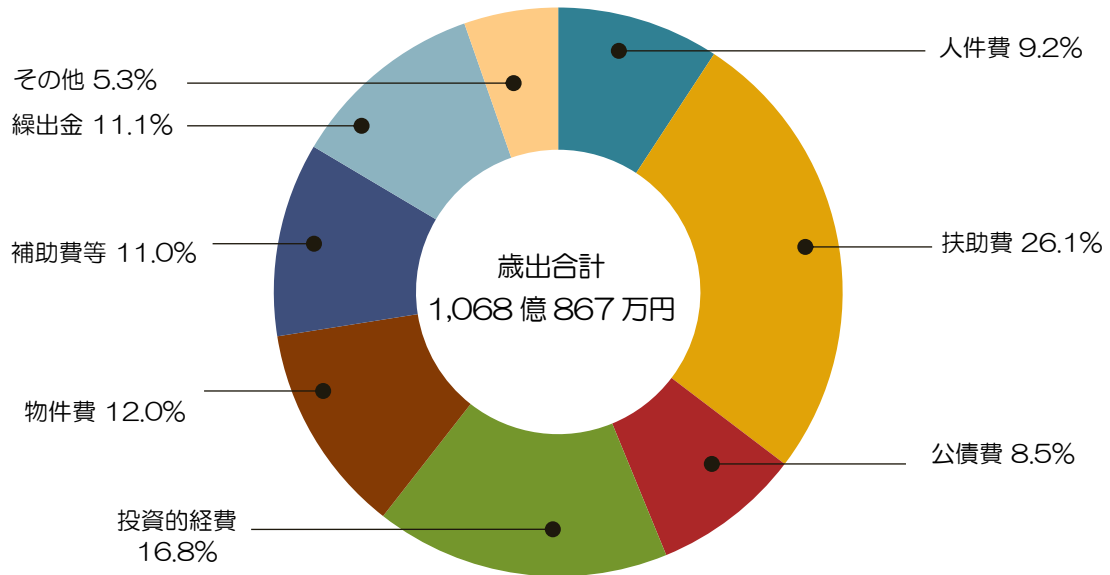
グラフ2：目的別歳出の構成（令和元年度）



区 分		決算額	主な内訳
民生費	高齢者、児童、障がい者などの福祉の充実などの経費	383 億 9,806 万円	児童福祉費 140 億円、社会福祉費 101 億円、生活保護費 72 億円、老人福祉費 71 億円
土木費	道路、公園や市街地の整備などの経費	185 億 6,560 万円	道路橋りょう費 43 億円、下水道費（繰入金）32 億円、区画整理費等 77 億円、港湾費 12 億円、公園費 8 億円
教育費	学校教育、学校施設整備や文化・スポーツの振興などの経費	116 億 3,255 万円	教育総務費 36 億円、小中学校費 20 億円、学校給食費 19 億円、社会教育費 25 億円
衛生費	保健衛生や予防接種などの経費やごみ・し尿処理などの経費	114 億 9,599 万円	保健衛生費 77 億円、清掃費 28 億円、保健所費 10 億円
公債費	借入れた市債の返済金	90 億 3,884 万円	元金 86 億円、利子 4 億円
総務費	庁舎管理、徴税、戸籍、住民基本台帳事務、基金積立などの経費	79 億 8,892 万円	徴税費 10 億円、戸籍・住民基本台帳費 4 億円、基金積立 17 億円
消防費	消防、防災などの災害対策の経費	30 億 2,995 万円	一部事務組合負担金 29 億円
商工費	商工業、観光の振興などの経費	28 億 8,305 万円	商工業振興貸付金 9 億円
農林水産業費	農業、畜産業、水産業の振興などの経費	26 億 3,144 万円	農業費 5 億円、水産業費 18 億円
その他	議会運営や雇用政策などの経費	11 億 4,427 万円	議会費 6 億円 自動車運送事業会計補助金等 5 億円

(2) 性質別歳出

グラフ 3：性質別歳出の構成（令和元年度）

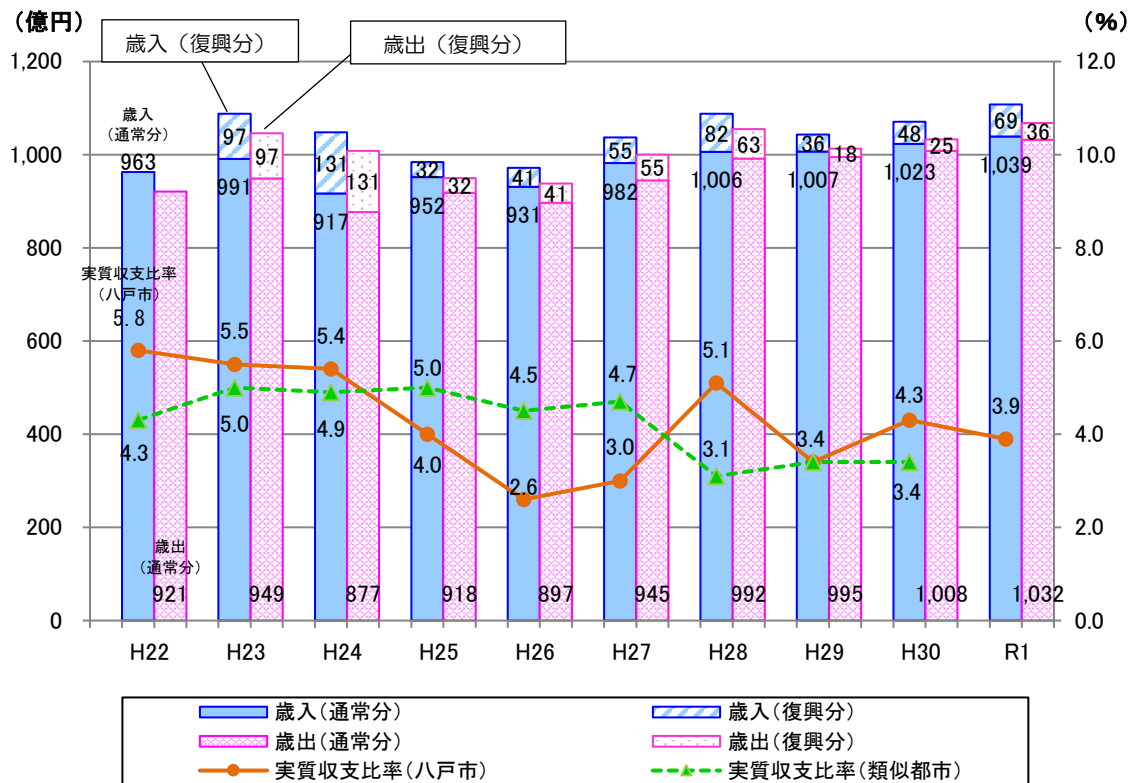


区 分		決算額	主な内訳
人件費	職員の給与や市議会議員報酬、各種委員会報酬、特別職給与など	98 億 6,079 万円	職員給 63 億円 共済組合等負担金 14 億円
扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者の生活を維持するために支出される経費	278 億 8,118 万円	児童福祉費 125 億円 生活保護費 66 億円 社会福祉費 61 億円
公債費	借入れた市債の返済金	90 億 3,884 万円	元金 86 億円 利子 4 億円
投資的経費	社会資本形成となるもので、普通建設事業費や災害復旧事業費など	179 億 28 万円	土木費 102 億円 衛生費 31 億円 教育費 20 億円
物件費	賃金、旅費、役務費、委託料などの消費的経費	127 億 6,111 万円	委託料 77 億円 需用費 29 億円 役務費 4 億円 賃金 3 億円
補助費等	各種団体への助成金や一部事務組合への負担金などの経費	117 億 7,453 万円	一部事務組合負担金 45 億円 市民病院への負担金・補助金 20 億円 バス事業への補助金 3 億円
繰出金	特別会計に移転されて支出される経費	118 億 7,537 万円	下水道事業繰出金 34 億円 介護保険事業繰出金 31 億円 後期高齢者医療事業 29 億円 国民健康保険事業 23 億円
その他	維持補修費（市が管理する公共施設などの修繕・維持経費）や積立金（特定の目的のために設けられた基金などの積立金）など	57 億 1,657 万円	積立金 29 億円 投資・出資・貸付金 17 億円 維持補修費 11 億円

■決算規模と実質収支比率の推移

- ◇ 近年の当市の歳入歳出決算額は、通常分に加え震災復興事業に継続して取り組んでいることから、1,000 億円超の規模で推移しています。【グラフ4】
- ◇ また、団体の一般財源の標準的大きさを示す「標準財政規模」に対する実質収支の割合である実質収支比率は、おおむね 3~5%が望ましいとされていますが、これまでの推移を見ると、適正な規模の黒字額を保っています。この黒字となる額は、翌年度の予算に繰り越され、補正予算を編成する際の財源として有効に活用されています。

グラフ4：歳入歳出決算額と実質収支比率の推移



■歳入の推移

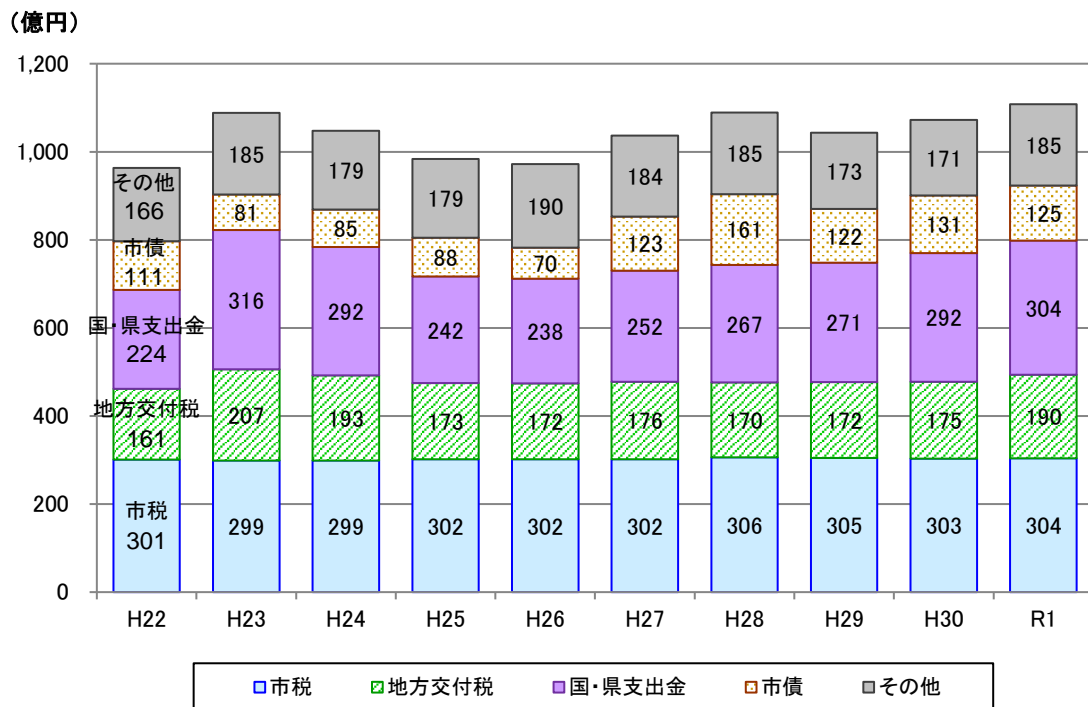
1) 歳入の主なもの

- ◇ 歳入の主な内訳は、市税のほか、国から交付される地方交付税や国庫支出金、県から交付される県支出金、市債（家計でいうローン）などです。
- ◇ 22年度以降、市税はほぼ横ばいですが、国の経済対策に伴う地方交付税や国庫支出金の増加、23年度以降は震災復旧・復興のための財源である地方交付税、国・県支出金などの増加などから、歳入全体では1,000億円超で推移しています。

グラフ5

- ◇ 元年度は、地方消費税交付金や私立保育所費用徴収金等の分担金及び負担金が減少したものの、震災復興特別交付税等の地方交付税や国庫支出金（幼児教育・保育無償化に係る交付金など）の増により、前年度と比較して37億1,973万円の増となりました。

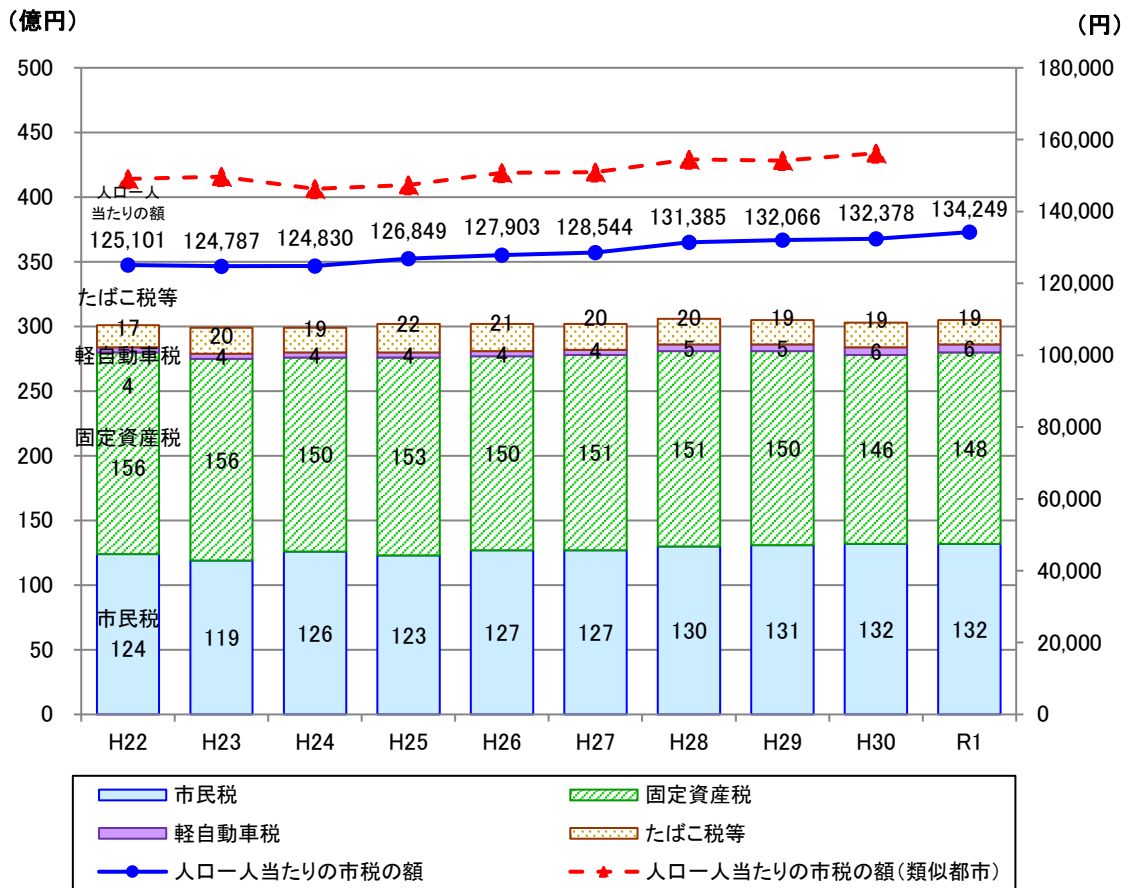
グラフ5：歳入決算額の推移



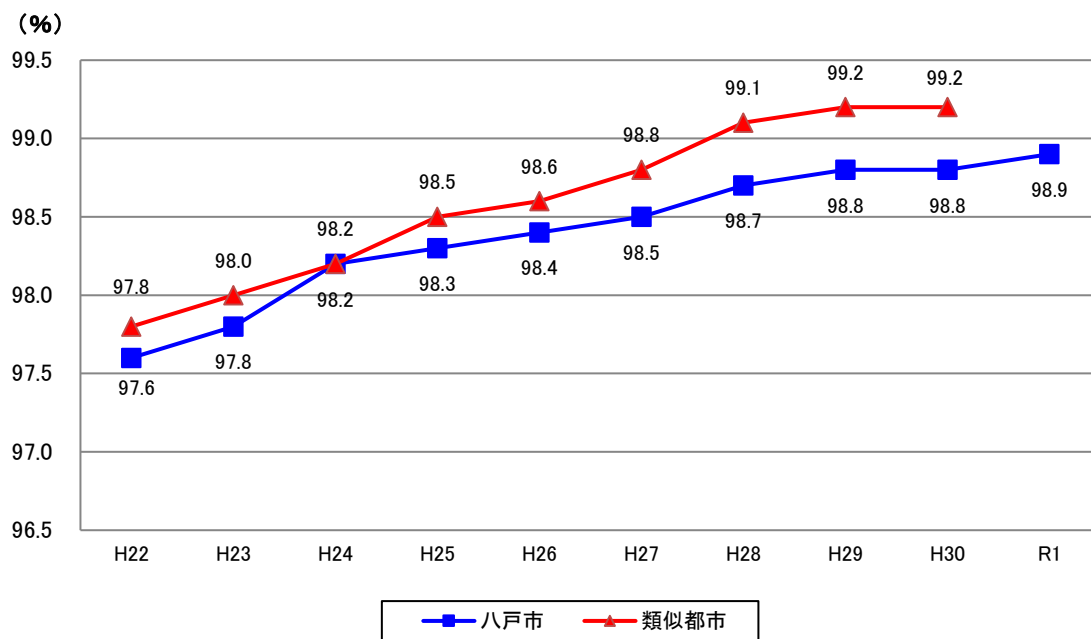
2) 市税の状況

- ◇ 市税は、自前の収入である自主財源であり、かつ用途の特定されない一般財源でもあります。主な税目は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税であり、そのうち市民税、固定資産税が大部分を占めています。
- ◇ 市税は、歳入のおおむね 3 割台と最も大きな割合を占めており、300 億円前後で推移しています。 **グラフ 6**
- ◇ 元年度は、法人市民税が、主に金融・保険業、製造業等の法人税割額の減、市たばこ税が売渡本数の減少により減となる一方、固定資産税が家屋の新・増築による増、軽自動車税が新税率及び重課税率が適用となる車両の増により、全体では前年度比 1 億 4,840 万 9 千円の増の 304 億円でした。
- ◇ 市税徴収率は、ここ数年 98% 台後半で推移しています。 **グラフ 7**

グラフ 6：市税決算額の推移



グラフア：市税徴収率の推移（類似都市比較）

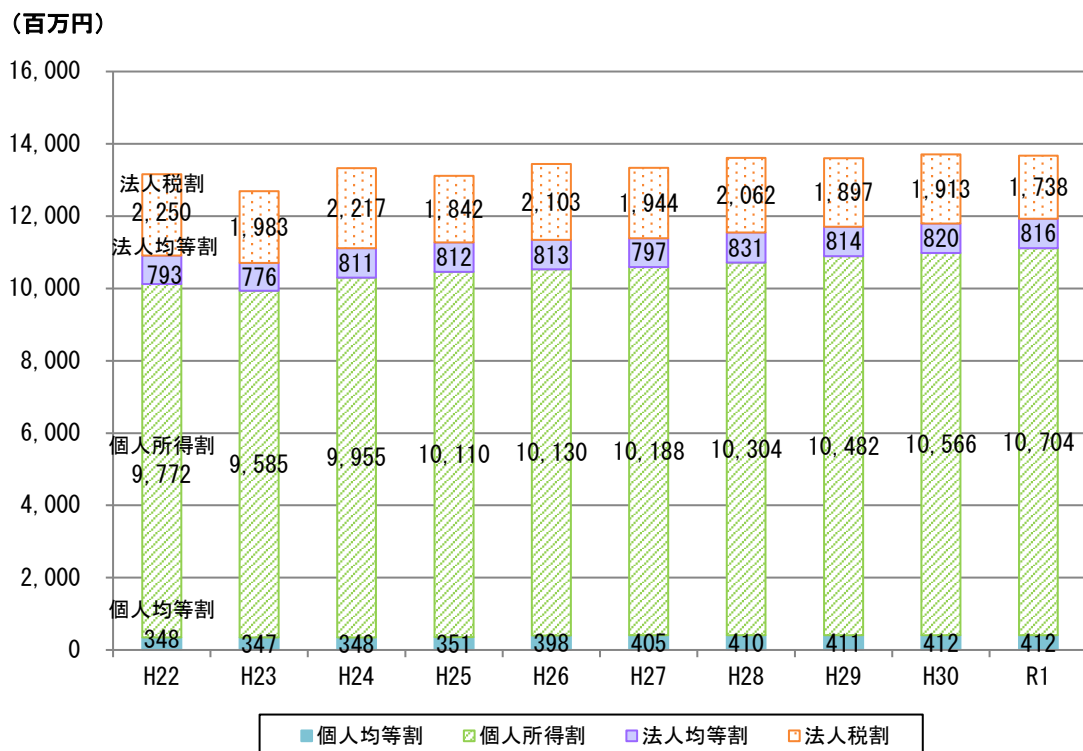


※グラフの徴収率は、現年課税分。

(1) 市民税について

- ◇ 市税収入の約 4 割を占める市民税は、個人に課税される個人市民税と、企業等に課税される法人市民税の 2 つに分けられます。更に、それぞれが均等割、所得や利益等に応じて課税される個人所得割と法人税割に区分されます。
- ◇ これまでの推移を「グラフ 8」で見ると、個人市民税の割合が高いこと、法人市民税と比較して個人市民税が安定的に推移していることがわかります。一方、法人市民税（特に法人税割）は変動が大きくなっています。これは、企業等の収益の増減によるなど、景気の影響を受けやすいためです。
- ◇ 24 年度以降は、個人市民税が 15 歳以下の年少扶養親族に係る扶養控除の廃止や個人所得の上昇、納税義務者の増加などにより、徐々に増加してきました。一方、法人市民税は比較的小さい波で増減を繰り返す状況が続いています。
- ◇ 法人市民税のうち法人税割については、26 年度（10 月以降）からは税率が 14.7% から 12.1%（制限税率）に変更されています。これは法人税割の一部（税率軽減分）が、地域間の税源の偏在を是正し、財政力の格差の縮小を図る目的で、地方交付税の原資（国が集める税金）とされたためです。

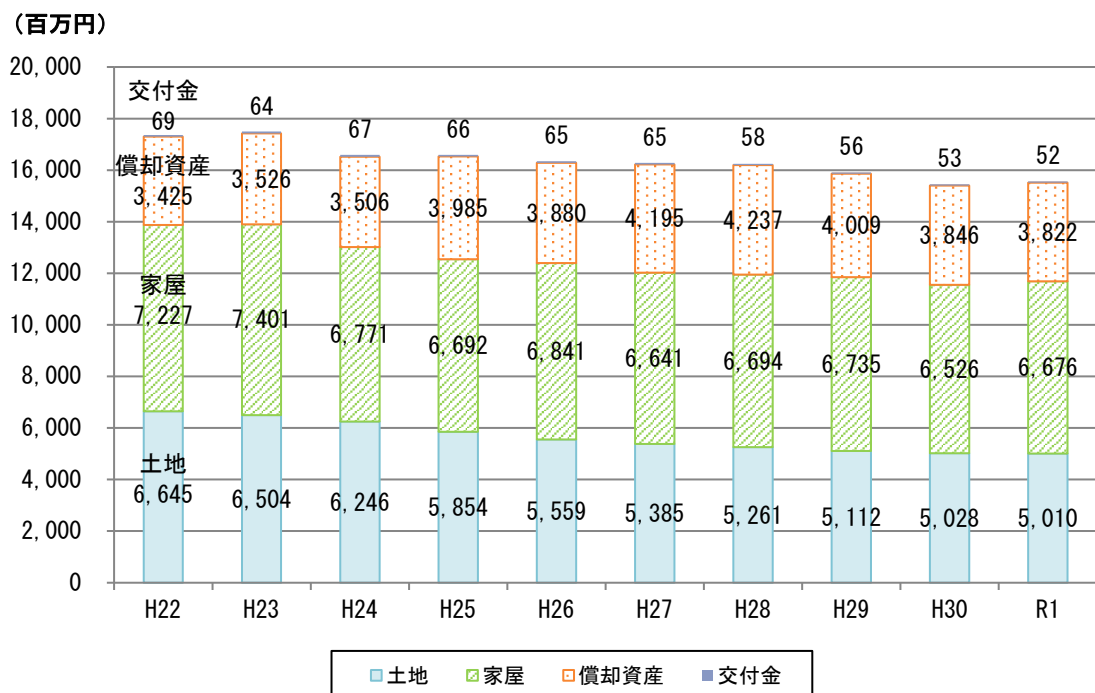
グラフ 8：市民税調定額の推移 ※調定額＝現年分と滞納繰越分を合わせた額



(2) 固定資産税について

- ◇ 固定資産税は、土地、家屋、償却資産など固定資産の所有者に資産価値に応じて課税されます。市税の約5割を占め、市民税との比較でも増減の振れ幅が小さく、安定性が高い財源です。
- ◇ これまでの推移を「グラフ9」で見ると、家屋への課税額が最も多く、次いで土地、償却資産となっています。家屋は、3年毎に価格評価が行われ、評価替えのたびに課税額が減少し、その後、新家屋の建設などに伴い増加するサイクルとなっています。
- ◇ 土地は、年々減少が続いており、22年度から元年度までの間に課税額で約17億円減少しました。比較的安定性の高い税目ですが、土地、家屋の課税額の減少に伴い、少しずつ減少してきているのが最近の傾向です。

グラフ9：固定資産税（内訳別）調定額の推移



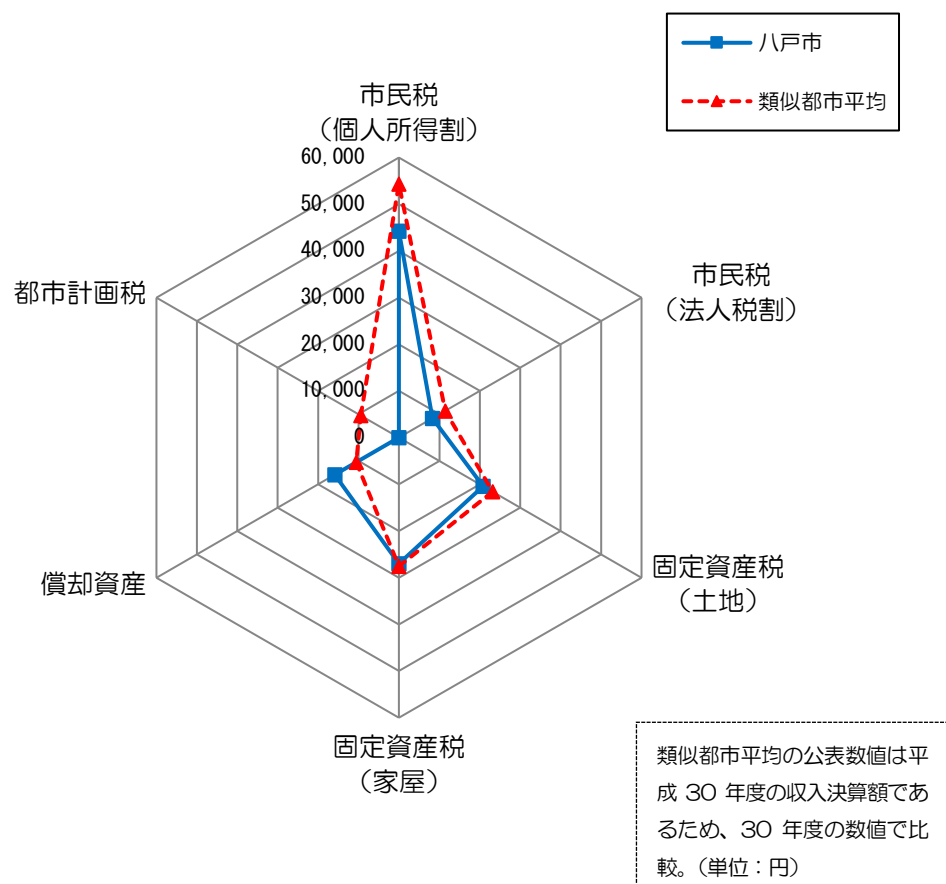
※東日本大震災に係る改正地方税法等の特例適用による減収

23年度以降、復興特区における課税免除等の措置により、23年度は約1億円、24年度は約3億円、25年度は約7億円、26年度は約6億円、27年度は約7億円、28～元年度は約11億円が市民税及び固定資産税（いずれも多くは法人関係の税収）から減収となっており、その相当額が各年度の震災復興特別交付税で措置されています。

(3) 人口一人当たりの市税

- ◇ 人口一人当たりの市税を、類似都市である中核市の平均値と税目ごとに比較したのが **グラフ 10** です。個人所得が相対的に低いことの結果として、個人所得割で類似都市平均を下回っています。
- ◇ また、当市の特徴である産業集積の結果として、償却資産が上回っていることが確認できます。

グラフ 10：人口1人当たりの市税内訳（類似都市比較）



※都市計画税 … 都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理事業などの財源とするために、市町村が賦課することができる「目的税」です。市街化区域内にある土地・建物の所有者に課税されますが、八戸市では徴収していません。

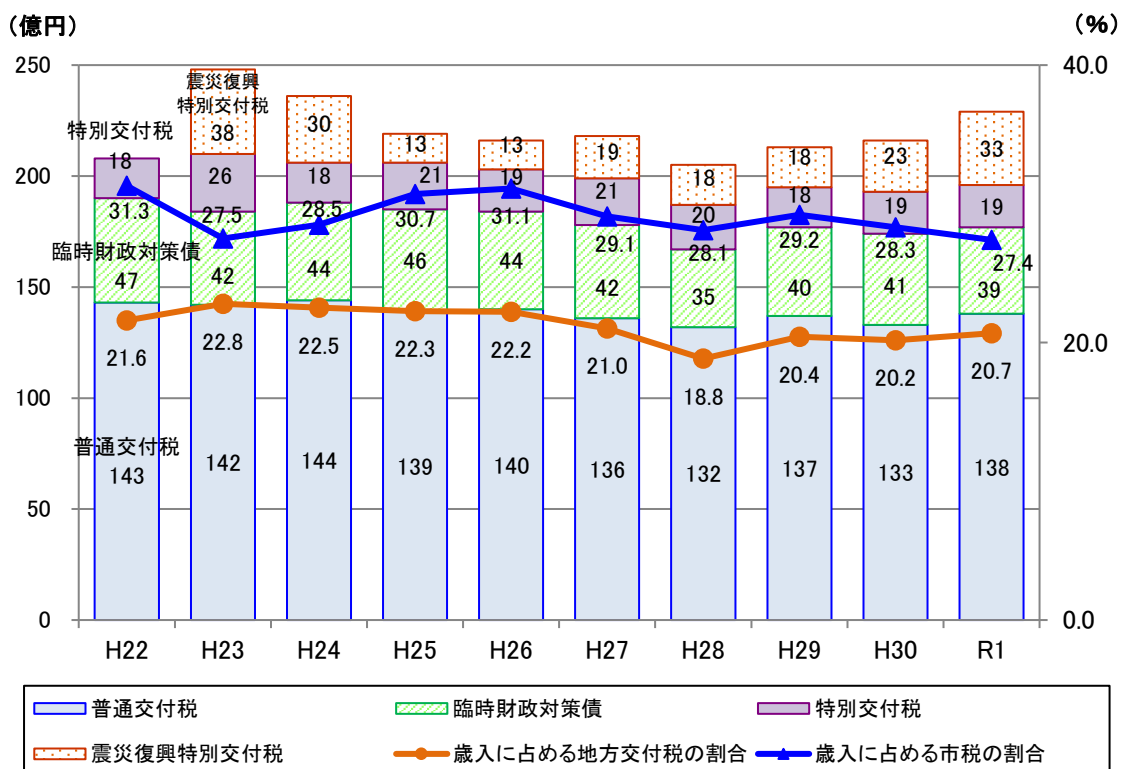
3) 地方交付税の状況

- ◇ 地方公共団体の姿は、人口、面積、産業などによって様々な違いがあり、この違いは税収の差などの「財政力」の格差となって表れます。しかし、どの地域でも道路等の整備、ごみや下水の処理、福祉や教育など、生活に欠かすことのできない一定の行政サービスを提供していくことが必要です。
- ◇ こうした税源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本の提供に必要な財源を保障するため、国から交付されるのが地方交付税です。
- ◇ 22年度以降の状況としては、23年度に、震災復興・復興の財源として、震災復興特別交付税が加わっています。また、普通交付税から振り替えた市債である「臨時財政対策債」を加えた総額は、200億円を超える規模で推移しています。

グラフ 11

- ◇ 元年度の地方交付税額は 190 億円で、前年度と比較すると 15 億円の増となりました。その内訳は、普通交付税は 138 億円で前年度比 5 億円の増、特別交付税は 19 億円で横ばい、震災復興特別交付税は復興事業の進捗による事業費の増加に対応し、33 億円で前年度比 10 億円の増となりました。

グラフ 11：地方交付税の推移

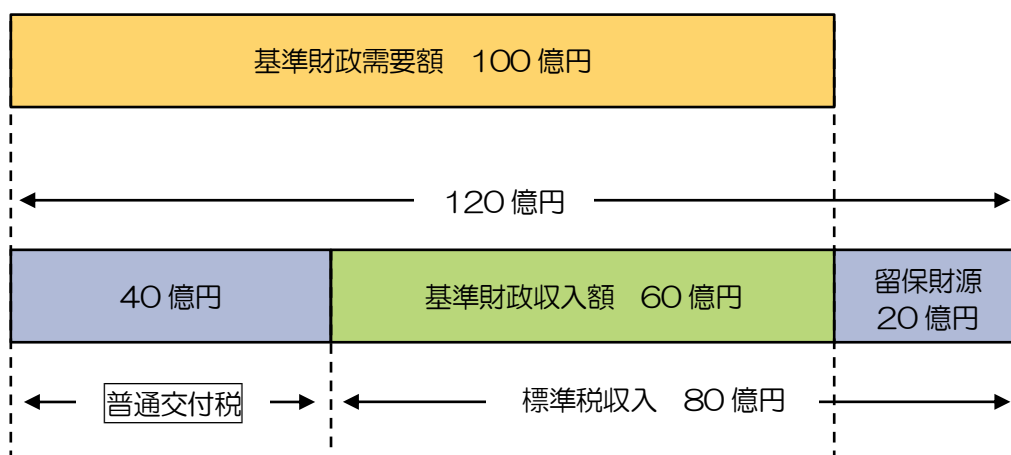


※グラフ中「歳入に占める地方交付税の割合」は、交付税総額に臨時財政対策債を加えた額の率。

◆地方交付税の仕組み

- ◇ 各自治体の普通交付税は、「基準財政需要額」－「基準財政収入額」（基準財政需要額と基準財政収入額の差）で求められます。【下図参照】
- ◇ 基準財政需要額は、人口などの客観的な指標に基づいて標準的な行政を行った場合に必要となるであろう経費、基準財政収入額は、その自治体で標準的に収入されるであろう税収の一定割合（＝75%）とされています。残りの25%は、留保財源と呼ばれます。
- ◇ また、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合（3カ年平均）が財政力指数となります（P28 参照）。通常、団体間の人口や面積などの違いで、基準財政需要額の規模は異なりますが、基準財政需要額が同規模の団体で比較した場合には、財政力指数の高い団体ほど、留保財源が多くなります。

【地方交付税算定の仕組み（例）】 ※自治体によって、下図の構成は異なります。



■歳出の推移

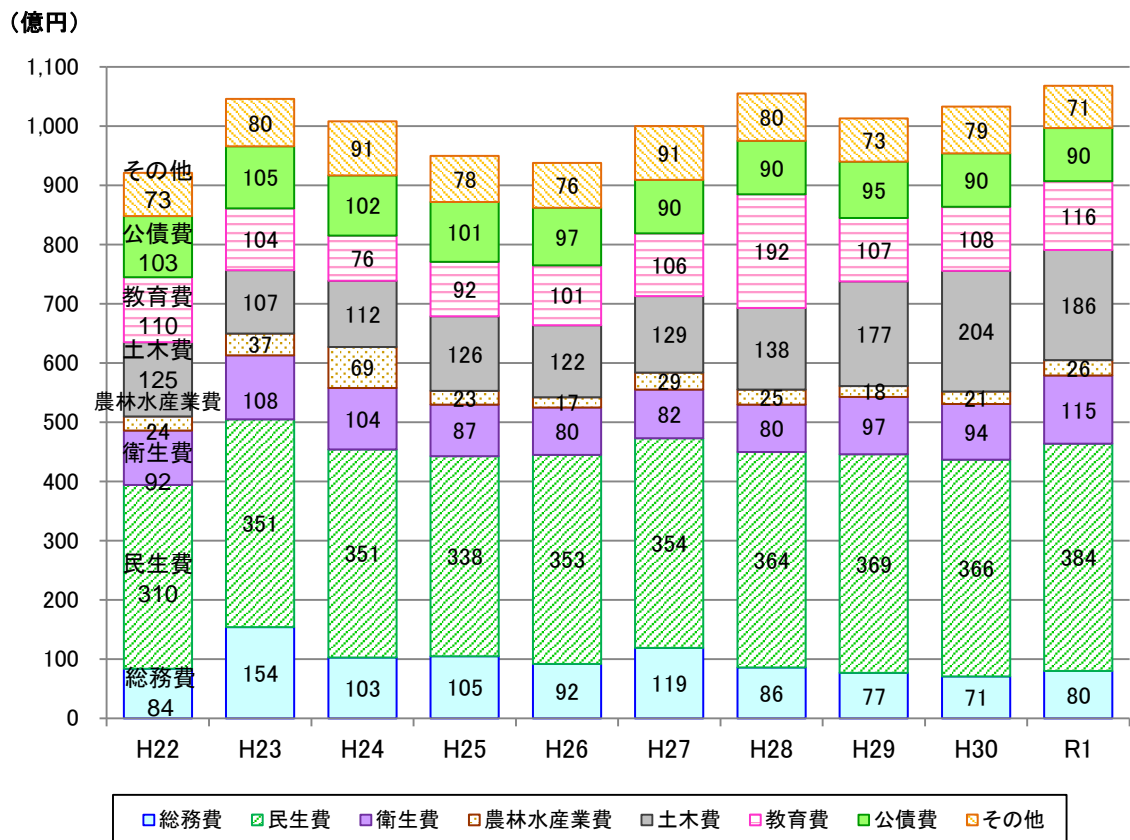
1) 目的別歳出

- ◇ 目的別歳出は、経費を行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費などに分類することであり、予算や決算の科目である「款(かん)」の区分を基準にしています。
- ◇ これまでの推移では、民生費が最も大きな比率を占め、扶助費や介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増の影響などで増加しています。

グラフ 12

- ◇ 元年度は、土木費(屋内スケート場整備)や商工費(新産業団地やテクノフロンティア用地等購入費)が減少したものの、民生費(幼児教育・保育無償化給付費やプレミアム付商品券事業)や衛生費(総合保健センター整備)の増加により前年度と比較して34億7,804万円(3.4%)増の1,068億円となりました。

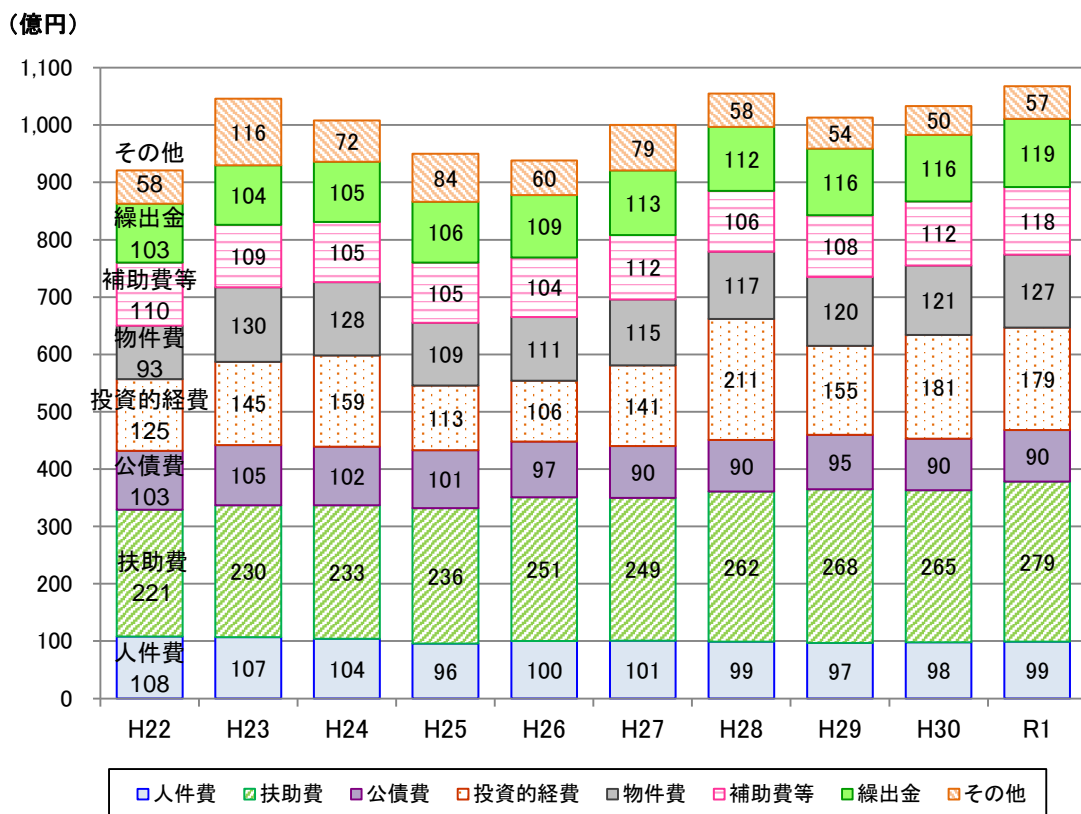
グラフ 12：目的別歳出の推移



2) 性質別歳出

- ◇ 性質別歳出は、経済的な性質を基準として、人件費、物件費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、繰出金などに分類することであり、財政を分析する手法として重要とされています。
- ◇ 地方公共団体の経費の構造を見る場合、この性質別歳出をもとに「義務的経費」「投資的経費」「その他の経費」に分類する方法があります。
 - 義務的経費・・・人件費、扶助費、公債費
 - 投資的経費・・・普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費
 - その他の経費・・・物件費、補助費等、繰出金など上記以外の経費
- ◇ これまでの推移では、人件費と公債費が横ばいであったのに対し、扶助費が増加したことにより、義務的経費は増加しました。グラフ 13
- ◇ 投資的経費は、大規模施設の整備を計画的に進めており、27年度以降は、西白山台小学校、多賀多目的運動場、屋内スケート場、総合保健センターなどの整備により高い水準となっています。
- ◇ 元年度は、投資的経費（屋内スケート場整備）が減少した一方で、扶助費（幼児教育・保育無償化や自立支援給付費等）や物件費（プレミアム商品券事業委託料等）が増加しています。

グラフ 13：性質別歳出の推移

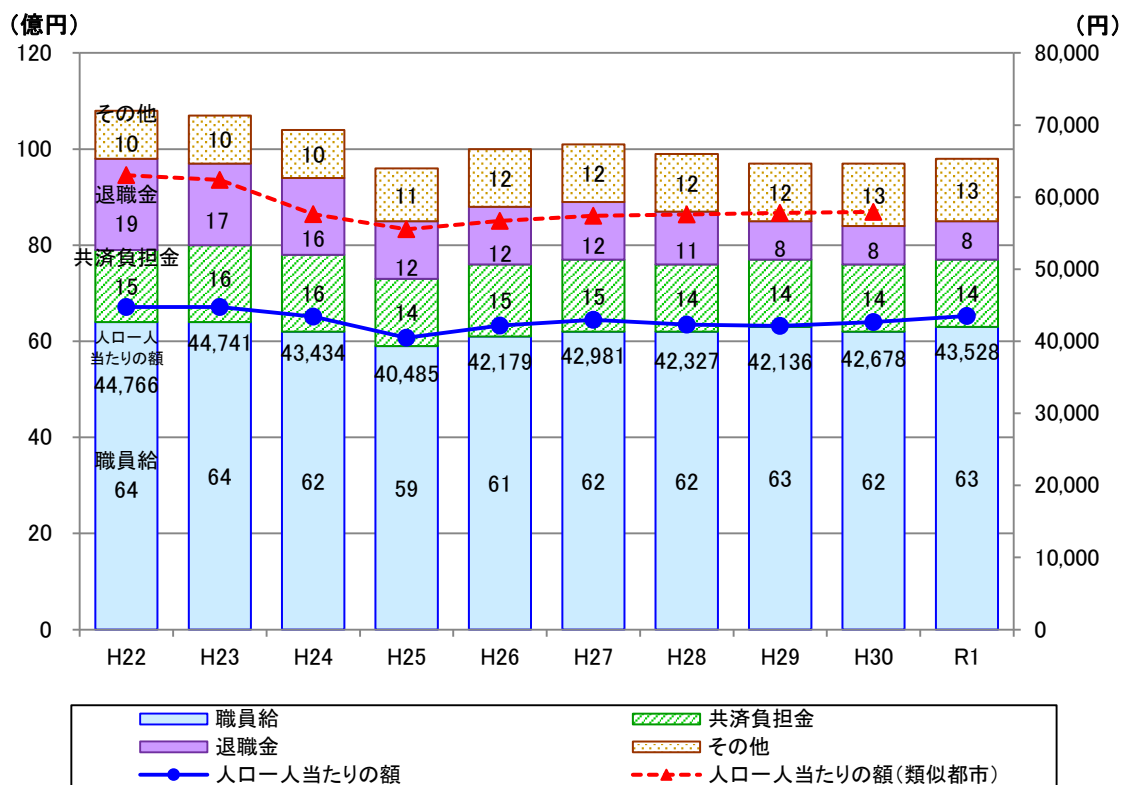


3) 各費目の推移

(1) 人件費の推移

- ◇ 人件費は、市職員の給与、退職手当、共済負担金が主な内容ですが、その他に議員報酬、各種委員報酬、特別職給与などが含まれます。
- ◇ 当市では、行財政改革の一環として、職員給与の適正化や事務の合理化、業務の民間委託などを進めることで、適正な定員管理に努めてきました。その結果、歳出全体に占める人件費の割合は、22年度の11.7%から元年度は9.2%に、また、金額では、22年度の108億円から元年度は99億円まで減少しています。 グラフ 14
- ◇ 人口一人当たりの人件費を類似都市と比較すると大きく下回っていますが、これは、当市がし尿やごみ処理、消防などの事務を一部事務組合で共同処理しており、これらに係る人件費は補助費等（負担金）に分類されるためです。一部事務組合に対する負担金のうち、当市負担の人件費相当額を加味した元年度の人口一人当たりの金額は、約54,000円であり、類似都市の約58,000円に近づくものの、当市が下回っています。

グラフ 14：人件費の推移



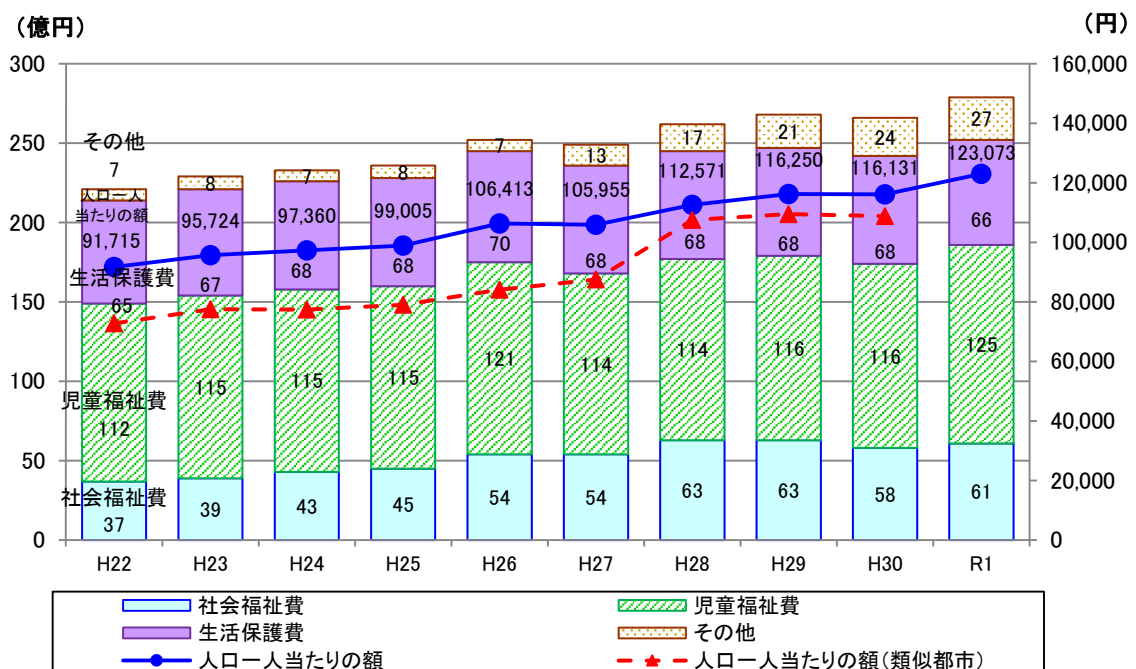
(2) 扶助費の推移

- ◇ 扶助費の主な内容は、生活保護費のほか、児童福祉費では私立保育所運営費や児童手当、児童扶養手当、社会福祉費では障がい者福祉に係る各種サービス費となっています。
- ◇ 国・県支出金が財源となる場合が多い一方、義務的経費の一つであるため、歳出に占める比率の増加は、財政構造の硬直化を招くとされており、その比率は、22年度の24.0%から26.1%へ、金額は221億円から279億円へと58億円増加しました。

グラフ 15

- ◇ その主な理由は、元年度からの幼児教育・保育無償化や障がい者福祉サービスの拡充など、それぞれ増加したためです。

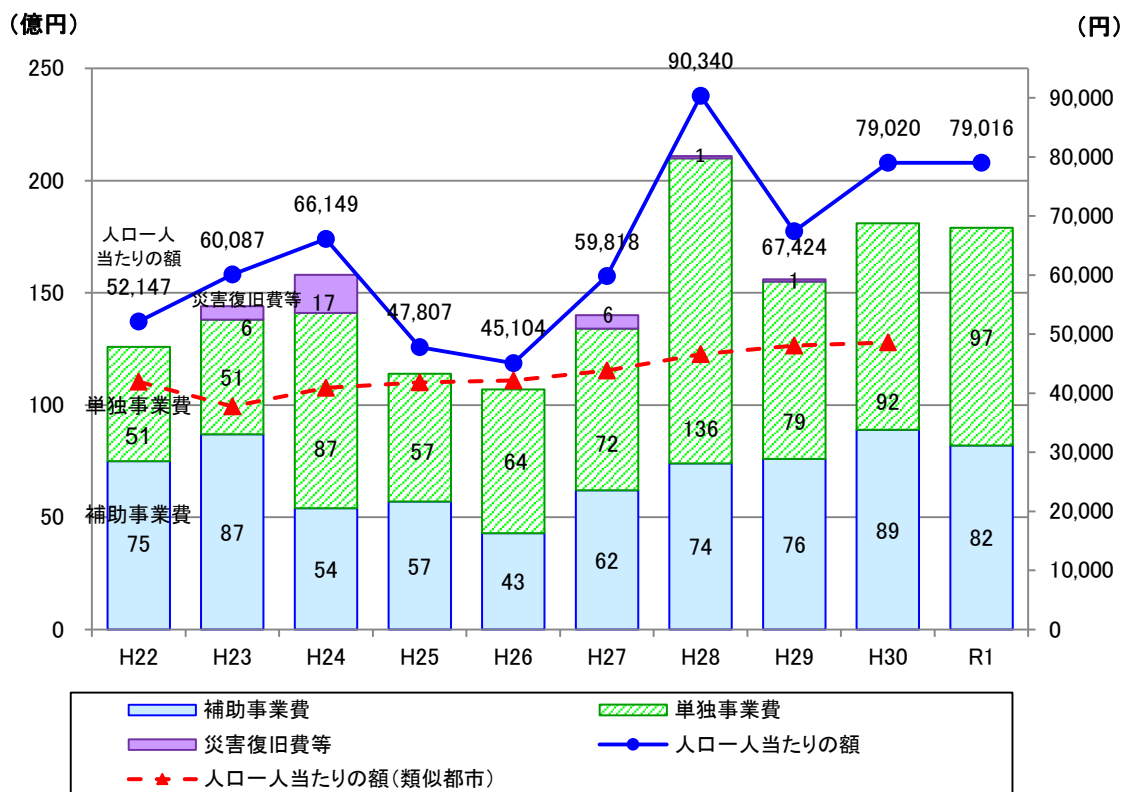
グラフ 15：扶助費の推移



(3) 投資的経費の推移

- ◇ 投資的経費の大部分を占める普通建設事業費は、道路、橋りょう、河川等の公共土木関連施設、学校等文教施設、農林水産施設、公営住宅、公民館、庁舎等の公共用、公用施設の新設・増設、改良事業費、用地等の取得費など、建設事業に要する経費です。
- ◇ 22年度から24年度までは、是川縄文館、八戸ポータルミュージアム、一般廃棄物最終処分場、HACCP対応型魚市場などの新規施設整備のほか、国の経済対策に対応して実施した既存施設の改修工事や、小中学校の耐震化工事、柏崎小学校の建て替え、災害復旧への対応などを進めてきました。 グラフ 16
- ◇ その後、27年度及び28年度は西白山台小学校建設事業、西地区給食センター整備事業や多賀多目的運動場整備事業等により、30年度及び元年度は、屋内スケート場整備事業や総合保健センター整備事業などにより、増加しています。

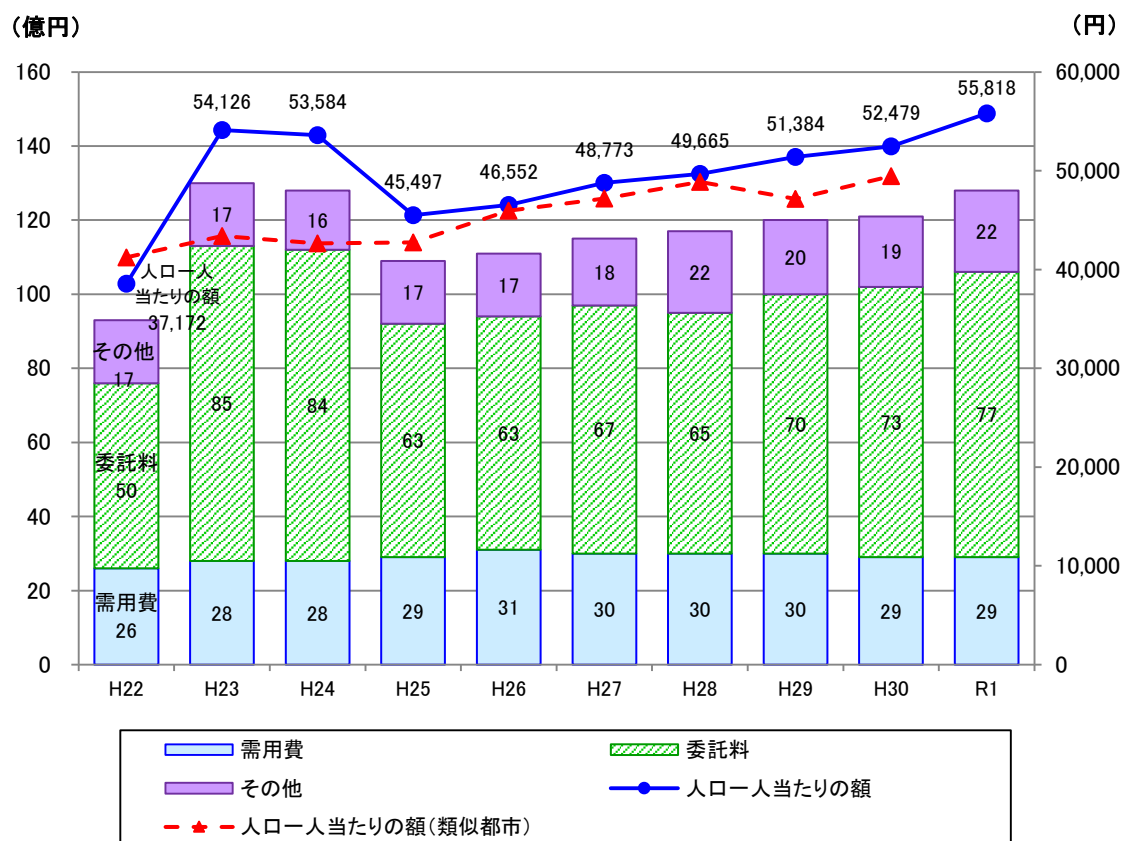
グラフ 16：投資的経費の推移



(4) 物件費の推移

- ◇ 物件費とは、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質のある経費の総称で、消耗品費などの需用費、委託料のほか、職員の出張等に係る旅費や、通信運搬費等の役務費、OA機器の借上料などの使用料及び賃借料なども物件費に含まれます。
- ◇ これまでの推移では、23年度から委託料が大きく増加しており、その理由としては、東日本大震災で生じた災害廃棄物に係る処理委託料が23年度は27億円、24年度は25億円の支出であったほか、震災等緊急雇用対応事業である緊急雇用創出事業が増加したことがあげられます。 **グラフ17**
- ◇ また、給食センター業務の委託料や新規施設の維持管理経費のほか、元年度については、プレミアム付商品券発行事業もあり、増加しました。

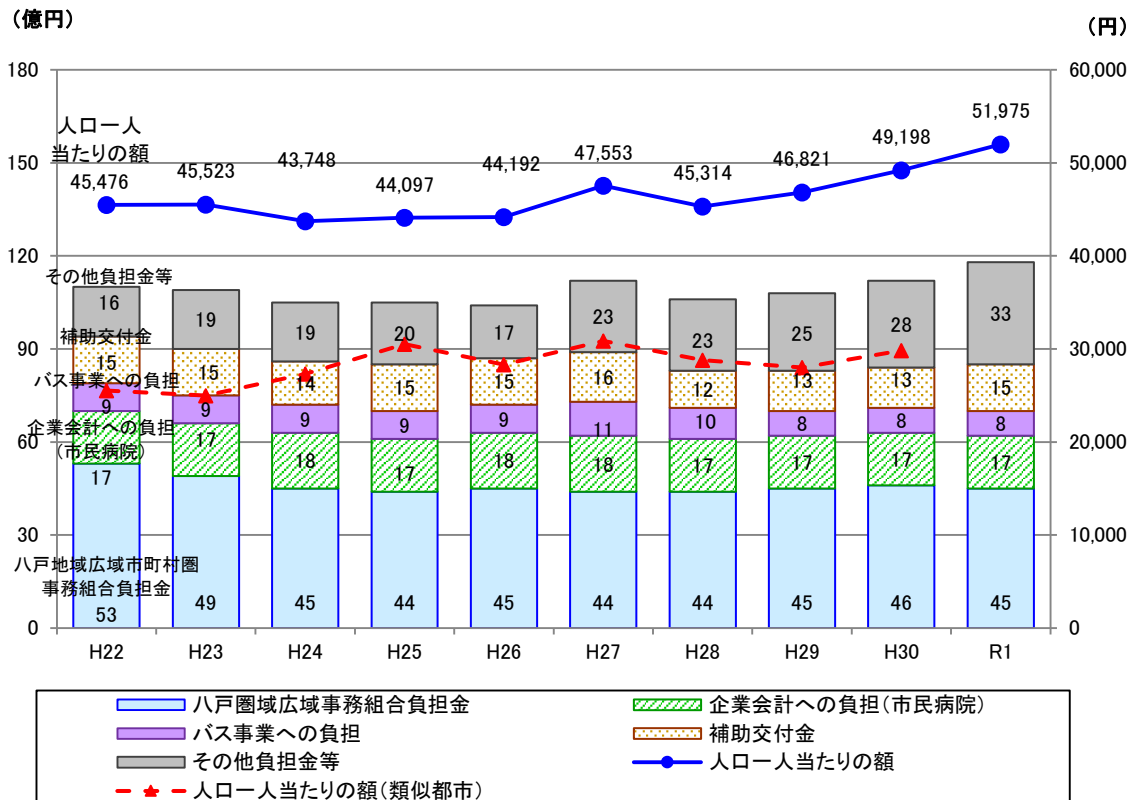
グラフ17：物件費の推移



(5) 補助費等の推移

- ◇ 補助費等は、他団体や他会計に支出される負担金や補助金のほか、謝礼等の報償金などが含まれます。
- ◇ 主なものとしては、八戸地域広域市町村圏事務組合（一部事務組合）への負担金、八戸市民病院への負担金、八戸市営バスへの補助金や民間バス事業者への負担金、公益上の必要性から交付する各種団体や企業への補助金などです。
- ◇ これまでの推移では、主に八戸地域広域市町村圏事務組合負担金が、組合の公債費償還が進んだことなどにより減少し、近年は横ばい傾向にありました。
- ◇ 元年度は、港湾整備事業負担金の増などにより、対前年度比較で5.3億円増の118億円となりました。 **グラフ18**
- ◇ 人口一人当たりの金額を類似都市と比較すると大きく上回っていますが、これが、当市がし尿やごみ処理、消防などの事務を一部事務組合で共同処理しており、これらに係る経費が補助費等（負担金）に分類されるためです。ちなみに、一部事務組合に対する負担金の影響を除いた元年度の人口一人当たりの金額は約32,000円であり、類似都市と同水準となります。

グラフ18：補助費等の推移



(6) 繰出金の推移

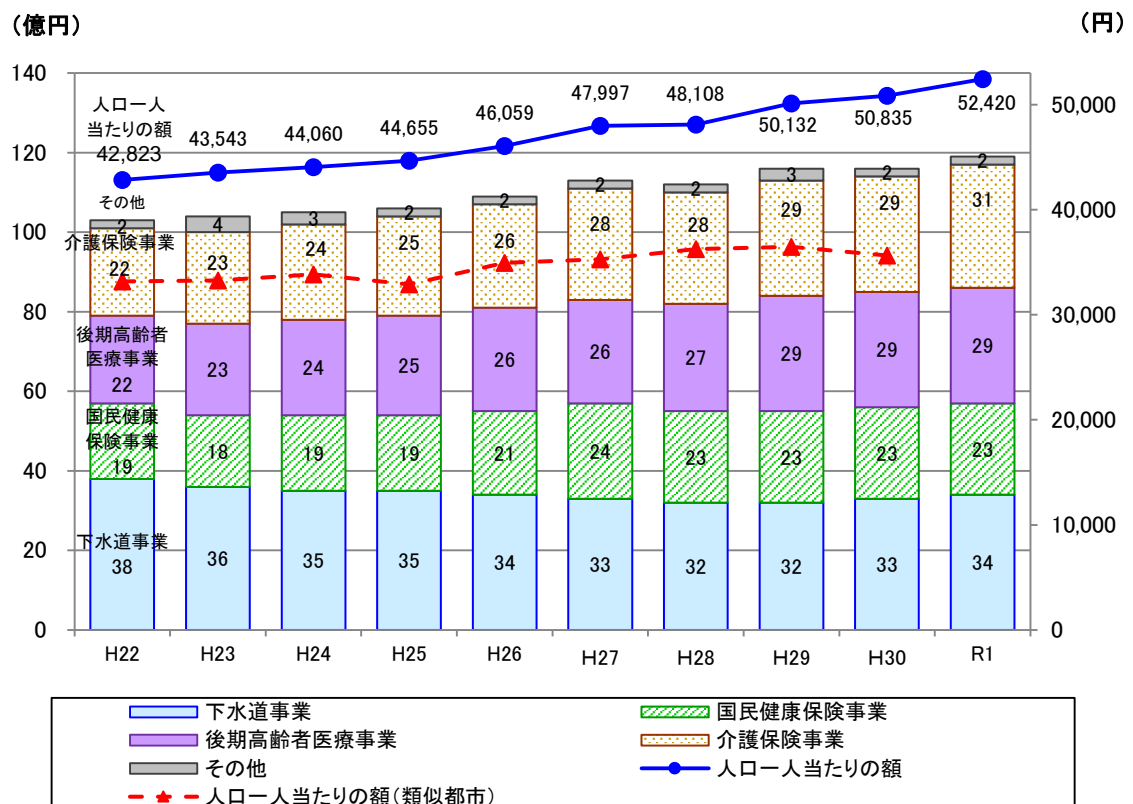
- ◇ 繰出金とは、一般会計と特別会計間において支出される経費のことです。
- ◇ 各特別会計には、各事業が提供するサービス等の受益者が負担する特定の収入がありますが、例えば下水道事業における雨水の処理費用などは、受益の範囲が特定できず下水道使用料に転嫁できないため、一般会計が負担するべき経費とされています。
- ◇ また、介護保険のように、介護保険給付費の12.5%を市町村が負担するものと法律で定められている事業もあり、義務的経費の色合いが強い経費が含まれています。
- ◇ 当市では、下水道事業特別会計への繰出金が最も多く、その他国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金で、全体の9割強を占めています。
- ◇ これまでの推移では、介護保険、後期高齢者医療など、主に高齢者に係る社会保障費関係の繰出金が、給付対象者の増加などに伴い年々増加傾向にあります。元年度は、介護保険事業特別会計への繰出金の増により、前年度より3億円増加しました。

グラフ 19

- ◇ 人口一人当たりの金額を類似都市と比較すると、当市が大きく上回っています。これは主に、下水道事業（雨水対策に係る費用）に対する繰出金が多いためです。

※後期高齢者医療については、一般会計が後期高齢者医療広域連合に対して負担する療養給付費負担金を含んだ額としています。

グラフ 19：繰出金の推移

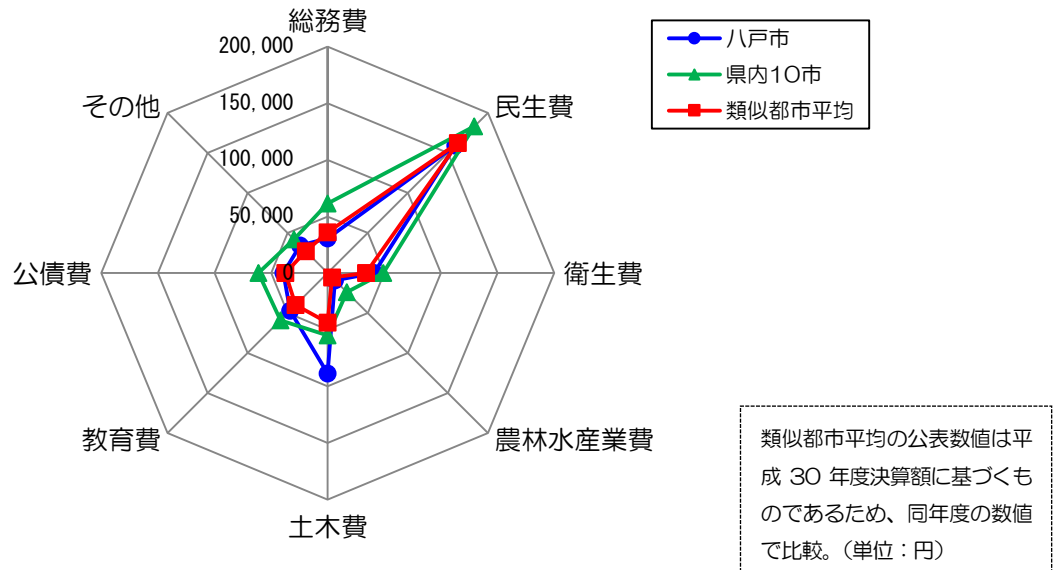


4) 類似都市との比較

(1) 目的別歳出の人口一人当たりの額の比較

- ◇ 当市の目的別歳出の人口一人当たりの額を類似都市と比較すると、類似都市と同様に民生費が最も大きく 15 万 9 千円となっているほか、臨時的な投資を行った土木費を除くその他の費目については、おおむね類似都市の平均と同様の傾向となっています。

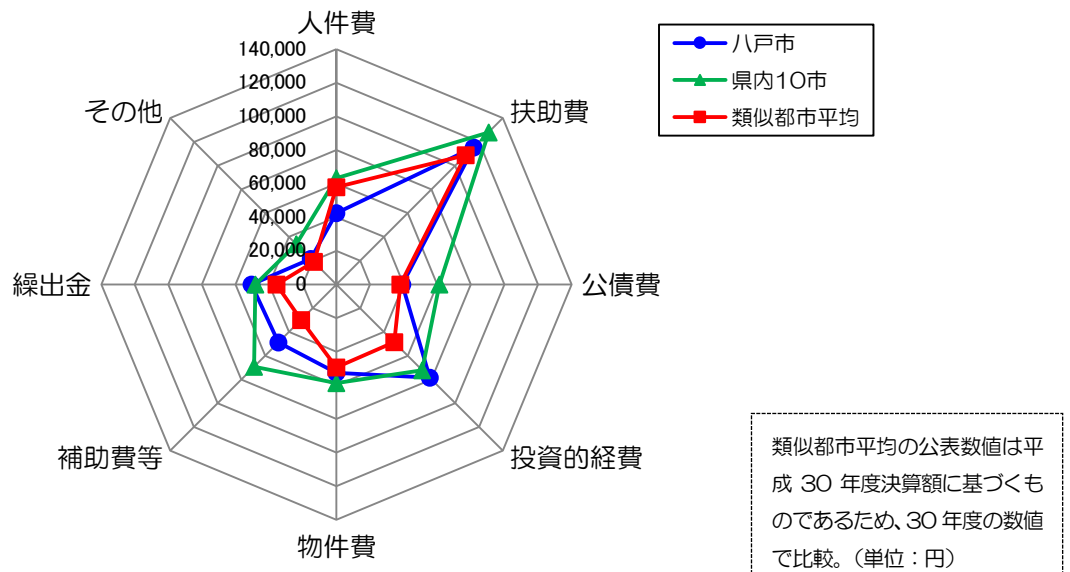
グラフ 20：目的別歳出の人口 1 人当たりの額の比較（平成 30 年度）



(2) 性質別歳出の人口一人当たりの額の比較

- ◇ 当市の性質別歳出の人口一人当たりの額を類似都市と比較すると、人件費が下回っている一方、扶助費、投資的経費、補助費等、繰出金は上回っています。

グラフ 21：性質別歳出の人口 1 人当たりの額の比較（平成 30 年度）

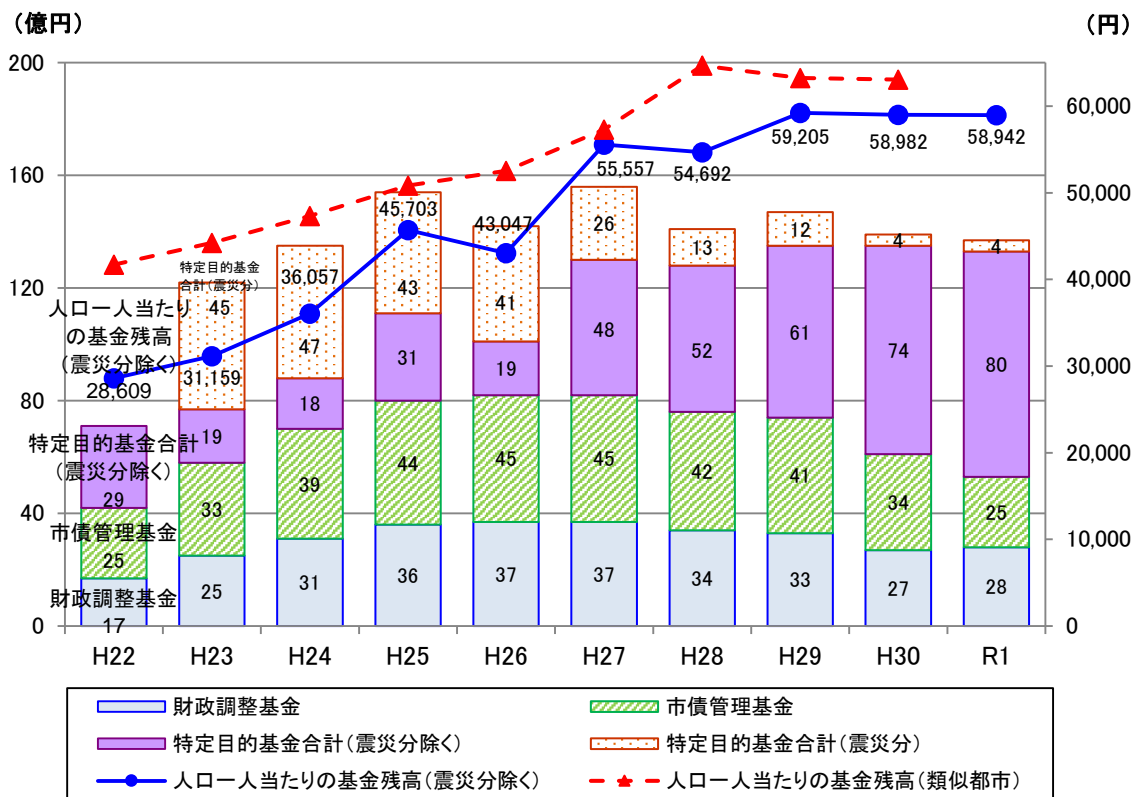


■基金の状況：基金残高の推移

- ◇ 地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために基金を積み立てることができ、任意に設置することができることとされています。基金を家計に例えると、「貯金」にあたります。
- ◇ このうち「財政調整基金」は、法律で設置が義務付けられており、年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。不況による大幅な税収減や災害の発生等による思わぬ支出の増加の際は取り崩し、財源に余剰が生じた際は、将来に備えて積み立てておくための基金です。
- ◇ 当市ではその他に、市債償還、震災復興、社会福祉、都市緑化、国際交流、南郷地区振興、奨学金などの29の特定目的基金（元年度末）を設置しています。
- ◇ 八戸市行財政改革大綱では、27年度以降、今後の行財政運営の動向を把握するための注目すべき指標として、財政調整基金と市債管理基金の年度末合計残高を50億円以上と設定していますが、元年度は53億円でこの指標を達成しています。

グラフ22

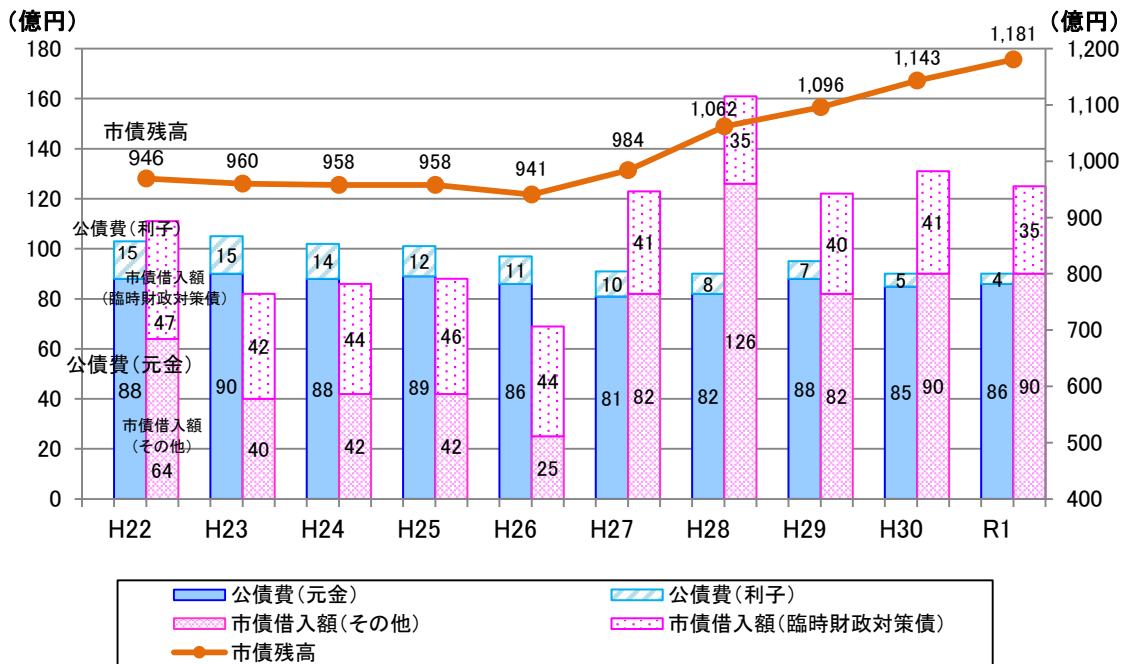
グラフ22：基金残高の推移



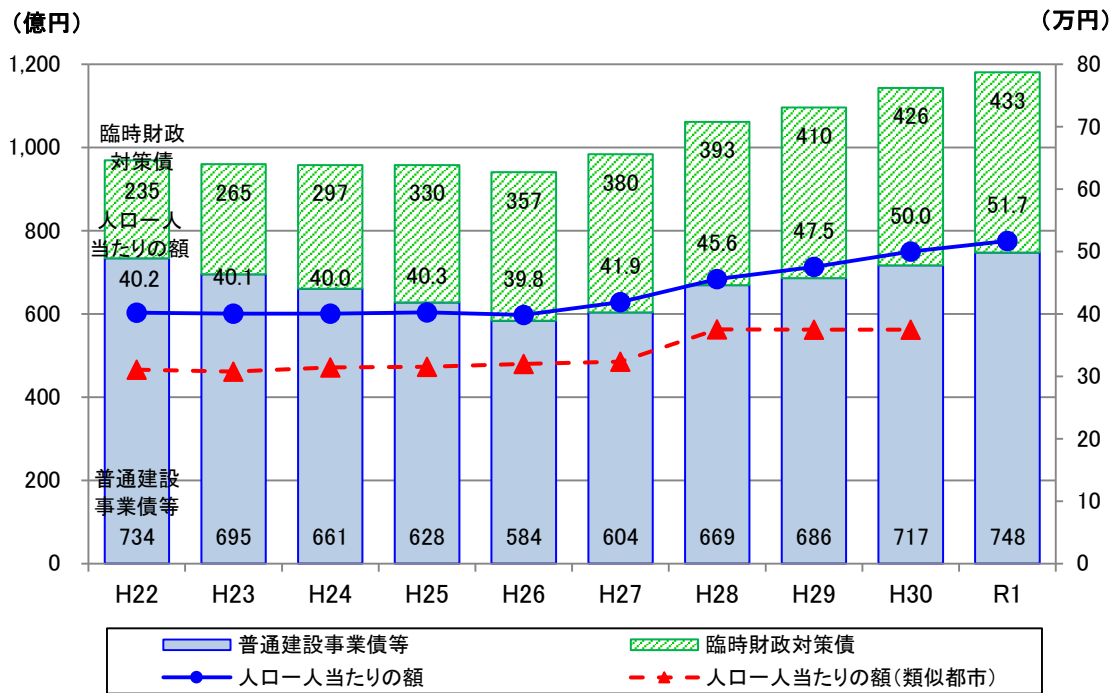
■市債の状況：市債残高や公債費の推移など

- ◇ 大規模な公共施設などの建設事業を行う場合のほか、道路や学校などの既存の施設の改修工事は、通常多額の費用を必要とするため、市ではその財源として市債の借入れを行っています。
- ◇ 市債には、財源を賅うほかに、将来その施設を利用する人にも整備費の一部を負担してもらうという機能（世代間負担の公平）もあり、施設の耐用年数に応じて 10～20 年程度の長期間にわたり、その借入金の返済をしています。市債の返済である公債費は 100 億円前後で、ほぼ横ばいでしたが、最近は 90 億円前後で推移しています。また、近年の長期金利の低下傾向を受け、利子負担も軽減されています。
- ◇ 市債の借入額については年度により増減があります。27 年度以降は、合併特例債を財源とした地域振興基金の創設、西白山台小学校、西地区給食センター、屋内スケート場や総合保健センターの整備等により、市債残高が増加傾向となっております。**グラフ 23**
- ◇ 市債残高は、元年度は借入額の増により 1,181 億円となりました。このうち、地方財政対策の一環で借入をしている臨時財政対策債は、残高全体の 36.7%まで増加しました。その他の普通建設事業等に係る市債は、27 年度以降は増加傾向にあります。**グラフ 24 (次頁)**

グラフ 23：公債費と市債借入額の推移



グラフ 24：市債残高の推移

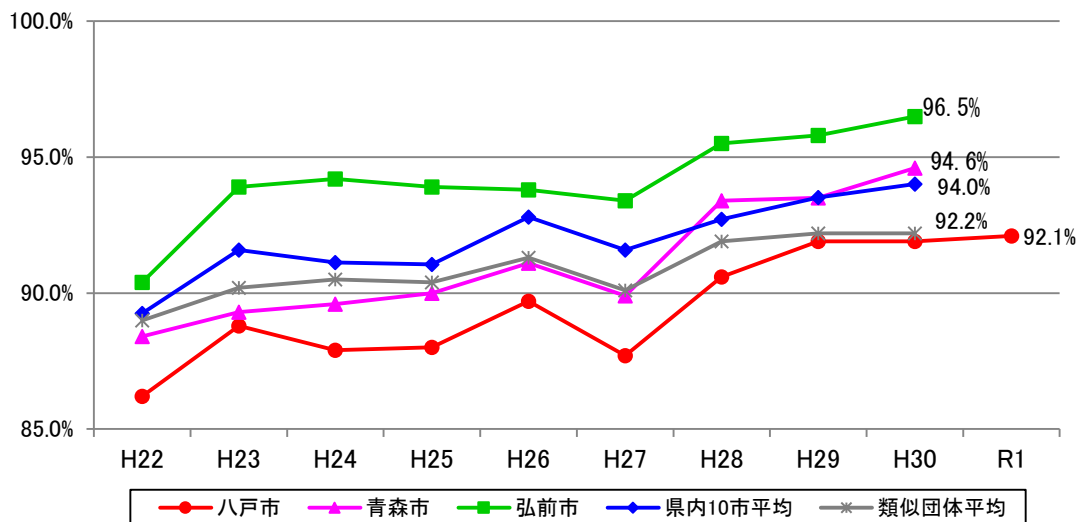


■指標から見る八戸市の財政

1) 経常収支比率

- ◇ 経常収支比率は、財政構造の弾力性を測る指標として、長年用いられています。
- ◇ 人件費や公債費など毎年支出される経常的な経費を賄うために、市税等の毎年収入される経常的な一般財源をどの程度充てているかを示しており、80%以下が望ましいとされていますが、全国的に増加しており、30年度は全国の市町村の半数以上が90%を超え、全国平均93.0%となっています。
- ◇ 当市の経常収支比率は、これまで80%台後半で、類似都市や県内10市の平均と同様の水準で推移してきましたが、28年度以降は、義務的で経常的な経費である扶助費の増等により90%台となり、元年度は前年度と同程度の92.1%となりました。グラフ 25

グラフ 25：経常収支比率の推移



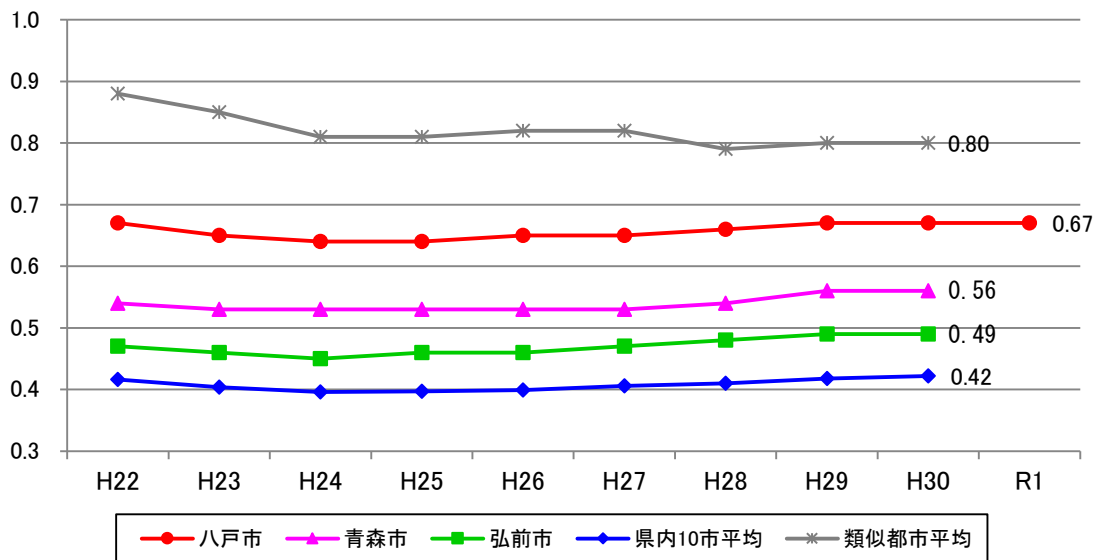
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等 (※)}} \times 100 (\%)$$

※減収補てん債、臨時財政対策債を含む。

2) 財政力指数

- ◇ 財政力指数は、標準的な行政サービスをどれだけ自主財源で賄っているかを示す指標で、1 を超えると普通交付税の不交付団体となります。また、1 以下の団体は、標準的な行政を行うための不足分の財源が、普通交付税で補われることとなりますが、1 に近い団体ほど財源（P14 参照）に余裕があるといえることができます。
- ◇ 当市の財政力指数の推移を、県内他市と比較すると、県内 10 市の中では最も高い財政力指数となっています。グラフ 26

グラフ 26：財政力指数の推移



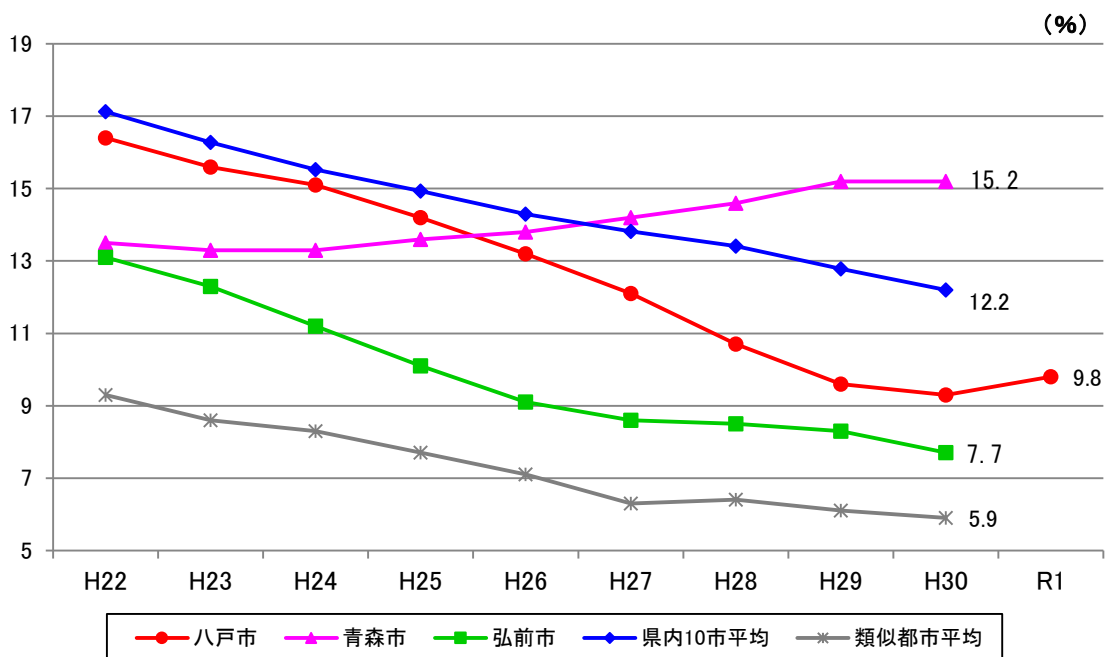
$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額（標準的な税の徴収を行ったという前提のもとに、歳入額を算出したもの）}}{\text{基準財政需要額（標準的な行政を行ったという前提のもとに、歳出額を算出したもの）}}$$

※地方交付税を客観的・合理的に算出した結果得られる指数。3カ年間平均により表します。

3) 実質公債費比率(公債費等に関するフロー指標)

- ◇ 実質公債費比率は、その年の税収等の一般財源の何割が、その年の債務の返済に充てられたかを示すものです。市債の返済である公債費（元利償還金）に、下水道などの他会計への繰出金や一部事務組合への負担金に含まれる公債費償還分（準元利償還金）を加えた額のうち、地方交付税措置のない当該年度の実質的な債務返済額が、当該年度の経常的一般財源の大きさを表す標準財政規模に対して、どれくらいの割合かによって変動します。
- ◇ この比率が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「健全化法」）の定める25%を超えると、財政健全化計画を作成し、財政の健全化に努めなければなりません。
- ◇ また、八戸市行財政改革大綱では、この比率を財政健全化の指標としており、健全化法よりも厳しい独自基準として、18%以下に設定していますが、当市の元年度の数値は、9.8%でこの基準を達成しています。 グラフ 27

グラフ 27：実質公債費比率の推移



(地方債の元利償還金＋準元利償還金)－
(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

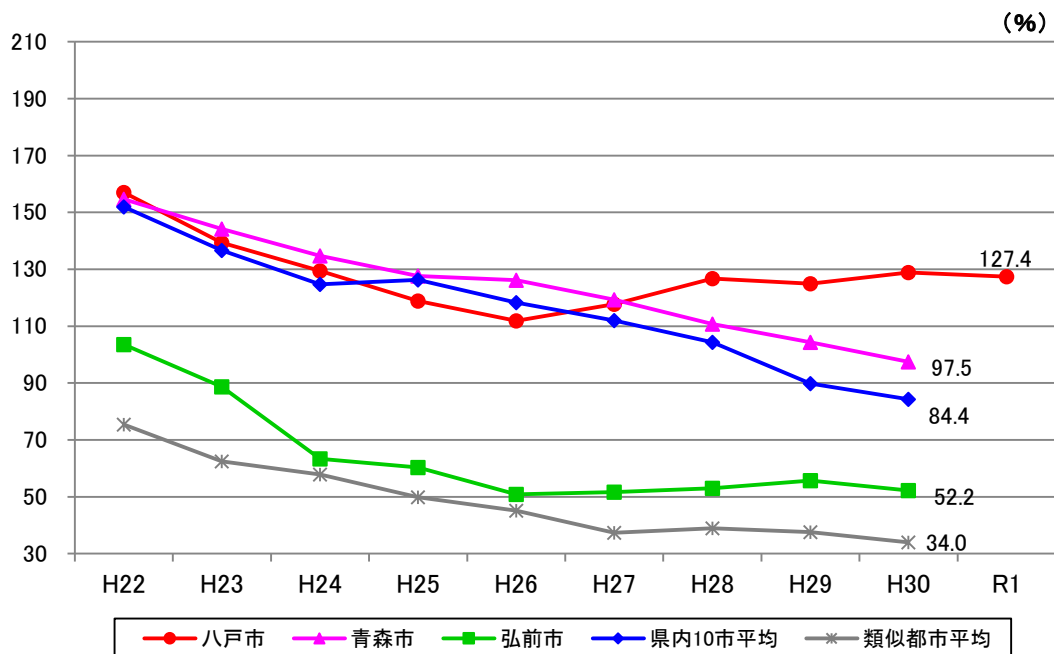
実質公債費比率 = $\frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100(\%)$
(3カ年平均)

※一般会計等が負担する実質的な返済額(元利償還金及び準元利償還金)の、標準的な収入(標準財政規模)に対する割合で、3カ年間平均により表します。

4) 将来負担比率（市債残高等に関するストック指標）

- ◇ 将来負担比率は、地方公共団体の地方債や債務負担行為など、現時点で見込まれる将来にわたる債務残高を捉え、この財政負担が1年度の税収等の一般財源（標準財政規模）に対してどのぐらいの割合か（何年分にあたるか）を示す指標です。
- ◇ この指標では、債務返済能力として財政調整基金と市債管理基金の両基金を捉え、その残高が将来負担額から控除される仕組みになっています。また、実質公債費比率と同様に、交付税で補われる部分も除かれます。
- ◇ この比率が、健全化法の定める早期健全化基準である350%（税収等の3.5年分）を超えると、財政健全化計画を作成し、財政の健全化に努めなければなりません。
- ◇ また、八戸市行財政改革大綱では、この比率を財政健全化の指標としており、健全化法よりも厳しい独自基準として、200%以下に設定していますが、当市の元年度の数値は、127.4%で、この基準も達成しています。 グラフ 28

グラフ 28：将来負担比率の推移



$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 (\%)$$

※市債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一部事務組合等負担等見込額、退職手当負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準的な収入（標準財政規模）に対する割合比率です。



発行：令和2年9月

編集：八戸市財政部財政課

031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

TEL：0178-43-2154（課直通）

FAX：0178-43-2722

